

食品安全委員会第3回会合議事録

1. 日 時 平成 15 年 7 月 18 日（金） 14：00～15：15

2. 場 所 委員会大会議室

3. 議 事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

（厚生労働省からの説明）

(2) その他

4. 出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、本間委員、見上委員

（事務局）

梅津事務局長、一色次長、岩渕総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
杉浦情報・緊急時対応課長、宮寄評価調査官、西郷リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

- ・ 食品安全委員会（第 3 回会合）議事次第
- ・ 食品安全委員会（第 3 回会合座席表）
- ・ 7 月 1 日付で厚生労働大臣から食品安全委員会委員長へ食品健康影響評価を依頼した事項
- ・ 専門調査会の役割及び構成の考え方（案）
- ・ 食品安全委員会ホームページの運用について

○寺田委員長 ただいまから食品安全委員会の第 3 回会合を開催いたします。

今日は、中村委員が御欠席、それから厚生労働省から説明者といたしまして、外口大臣官房参事官と、中垣基準審査課長がおいでくださっております。よろしくお願いいたします。

本日はまず、お手元の資料に、食品安全委員会第3回会合の議事次第というのがございますのでご覧ください。

まずは、去る7月1日に厚生労働省から要請がありました食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見徴収につきまして、要請もとの厚生労働省から説明がございます。よろしくお願いいたします。どうぞ外口参事官。

○外口大臣官房参事官（厚生労働省） 厚生労働省の参事官の外口でございます。厚生労働省からの説明に当たりまして、簡単に背景等の御紹介を申し上げます。

7月1日に食品安全委員会が発足いたしました。これを受けまして7月1日以降、厚生労働省において、食品の安全確保のための規格基準の策定等の、いわゆるリスク管理を行う場合、まず食品安全委員会のリスク評価を経ることとなりました。このため厚生労働省では、規格基準設定等のために、これまで薬事・食品衛生審議会に従来の方法、すなわちリスク評価を含めた審議をいただいております中の12件の事項について、リスク管理に先立ちまして、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いすることといたしました。

12件の概要につきましては、この後、基準審査課長より御説明を申し上げます。食品健康影響について、新たな委員会で御審議いただく最初の事項になりますので、厚生労働省にとっても初めての経験であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○寺田委員長 よろしくお願ひします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） それでは続きまして、基準審査課長の中垣でございますけれども、お手元の資料に沿って御説明させていただきたいと思ひます。

「7月1日付で厚生労働大臣から食品安全委員会委員長へ食品健康影響評価を依頼した事項」という表題の資料でございます。2つに分かれておりまして、食品安全基本法24条第1項の関係と第3項の関係の2つに分かれております。全部で12項目ございますけれども、うち10項目が24条第1項関係、残りの2項目が第3項関係でございます。このうち、そのほとんどというのは、先ほど外口参事官の方から御説明いたしましたとおり、薬事・食品衛生審議会で既に答申を得た、あるいは部会で報告をまとめたというふうなものでございまして、その後、WTO通報あるいは告示手続のため、

未だ基準設定には至っていない。しかしながら、審議会での御結論というのは一応得たというものが9項目でございます。審議会で、議論を継続しておったというのが3項目、合わせて12項目でございます。

また、今回の資料の中で、御参考になりますように基準値を明記したものがございます。例えば、2番目の動物用医薬品（カルバドックス）でございますと、概要を見ていただきますと、「基準値を『不検出』とする」というようなことを書いたところがございますけれども、これはあくまで御参考までに書かせていただいたものでございまして、食品安全委員会におきます評価というのは、リスク評価というふうに我々承知しておりますので、そういう点から申し上げますと、A D I（一日摂取許容量）の評価でございますとか、T D I（耐容一日摂取量）の評価でございますとか、そういう評価をお願いするのだろうというふうに考えておりますが、御参考までに書かせていただいたもので、この基準値の審議を委員会にお願いするというような趣旨ではございません。念のため、最初にお断り申し上げたいと思います。

それではまず1番目、農薬の食品中の残留基準の設定又は改正について御説明させていただきますと思います。今回お願いいたしておりますのは、E P Nからマレイン酸ヒドラジドまで合計15農薬でございます。概要のところにございますように、エチクロゼートなど11農薬は新たに基準を設定しようと考えているものでございますし、下線を引いておりますE P Nからマレイン酸ヒドラジドまでの4農薬については基準を改正しようとするものでございます。

まず、農薬の規制についてどうなっておるかを御説明させていただきたいので、5ページをご覧くださいけると幸いです。

5ページに残留農薬の規制について、ごく簡単にまとめさせていただいております。すなわち食品衛生法の第7条の規格基準の一つとして、残留農薬基準を定めておるわけでございます。この基準というのは、国産あるいは輸入、いずれも対象となる。また、この基準を超える農薬が残留した食品というのは流通が禁止される。回収等の措置を講じられるという性格のものでございます。

本年7月現在229農薬、130農産物について、合計9,000ぐらいの基準が設定済みでございます。一方、参考のところに書いておりますけれども、農薬自体につきましては、農薬取締法という法律がございまして、農林水産省が中心に、環境省とともに所管していただいているところでございます。この農薬取締法というのは、登録、そのための基

準、販売、使用というふうにございますように、農薬の国内における製造・輸入あるいは流通、さらには使用までを規制しようとするものでございまして、農薬そのものがこの農薬取締法で規制をされておるというふうに御承知願えればありがたいと思います。

その農薬を使ってできた食品、これが食品衛生法で規制をされる。食品衛生法のもう一つの特色は、輸入農産物にも当然のことながら適用されるというところでございます。さらに、最初に御説明申し上げました残留農薬基準を今までどのような形で作ってきたのかというを御説明させていただくために、7ページをご覧いただきたいと思います。

7ページに、従来の農薬基準の策定の手続が書いてあります。厚生労働大臣が農林水産大臣に資料提供の要請をして、農林水産大臣から毒性の資料など、例えば段ボール箱で1つの農薬について3箱とか4箱とかなるものでございますけれども、そういった資料を提供願うというのが一番目の手続でございます。その資料をもとに、厚生労働大臣は、従来、薬事・食品衛生審議会に諮問をし、その中の1グループでございます毒性部会と残留農薬部会の合同の部会にその審議が付議される。この合同部会は、部会の中に残留農薬調査会という農薬の安全性評価、いわゆるリスク評価を行う部門と、残留農薬曝露評価調査会といって基準値案に基づいて曝露評価を行う調査会の2つの調査会を持っておりました。この2つの調査会で、リスク評価とリスク管理の案をおまとめいただいて、それを合同部会で審議をするという形にしておったわけでございます。この合同部会の審議が終わりますと、F S Gという在京の大使館からなります会議の、あるいはパブリックコメントといって広く国民に御意見を聴取する。またW T O条約に基づいて世界のW T O条約加盟国へその案を通報するという手続をした後、審議会から答申を得て、厚生労働大臣がその答申を踏まえて基準を告示するという手続になっておったわけでございます。その際に真ん中にございます合同部会というところで報告書をまとめておるわけでございますけれども、その報告書の例示が次の8ページにございます。

今回、一番最初でございますエチクロゼートの例を具体例の一つとしてお示しいたしておるわけでございますが、1番として品目名、2番目として用途、3番目として構造式・物性、4番目として吸収・分布・代謝・排泄。9ページにまいりますと、5番目として安全性、(1)単回投与試験、(2)反復投与／発がん性試験、(3)繁殖試験、(4)催奇形性試験、10ページにまいりまして、(5)遺伝毒性試験、(6)その他として、6番目としてA D Iの設定として、A D Iを上記の試験成績から評価をさせていただいておるわけでございます。また、7番目として基準値案がございまして、それに基

づく曝露評価の結果というものが、11 ページに載っているわけでございます。

イメージとして申し上げますと、私ども食品安全委員会で御評価願いますのは、この6 番のADI の設定までなんだろうというふうに考えておりまして、その食品安全委員会でのリスク評価に基づいて、薬事・食品衛生審議会の御意見を賜りながら、7 番目の基準値案を厚生労働省の責務でもって作成していくという手続になるのかなというふうに考えておる次第でございます。

1 ページ目に戻らせていただきますけれども、この1 番目の農薬、合わせて15 品目につきましては、平成15 年5 月7 日に、今、具体例でエチクロゼートだけご覧いただきましたけれども、各農薬について、今ご覧いただいたような報告書を作成し、公表しておるところでございます。以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、御質問、コメントがございましたらお願いいたします。

やり方といたしましては、ただいまのように1 番の説明の後質疑、応答が済みましてら、次、2 番、3 番というふうにやっていきたいと思います。何かございませんでしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ。

○寺尾委員 全体にかかわることなんですけれども、審議の議事録というのは、我々見せてもらえるのでしょうか。つまり、どういう議論があったかというのを知りますと、非常にこちらもやりやすくなるんじゃないかと思うんです。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） この部会というのは、当然のことながら公開でっておりますし、議事録につきましても一言一句作成して、先生の御確認をいただいた上で、厚生労働省のホームページで公開をいたしております。したがって、厚生労働省のホームページを見ろということは申し上げませんで、お手元に持ってこさせていただきます。

○寺尾委員 見ても結構ですけれども、すみません。それはもう出ているわけですね、ここに。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 一つずつにつきまして、確認をさせていただきたいと思いますが、最初にテープから起こす作業、さらにはそれを事務局で誤字脱字を確認する作業、さらには先生方にも確認いただく作業がかかりますので、通常1 か月程度、それに時間を要しております。そういう関係から申し上げまして、できておるかというのを確認し、お持ちしたいと思います。

○寺田委員長 はい、どうぞ。

○村上評価課長 5月7日の毒性・残留農薬合同部会の議事録が既に公開になっておりますので、御用意できると思います。

○寺田委員長 はい、どうぞ。

○本間委員 エチクロゼート等 11 というのがございますけれども、この残留農薬基準設定ということは、今回初めてこれを設定したという、それまではどういう基準で使われていたのをございましょうか。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 農薬の使用そのものというのは、先ほど簡単に御説明申し上げましたけれども、農薬取締法の中で規制がされるものでございます。食品に残留する農薬を規制するというわけがございますけれども、基準がないもの、食品残留の農薬基準がないものというのは、この7条の規定が直ちに発効をしません。それ以外に食品衛生法でございますのは、有毒・有害物質を規制する食品衛生法4条の規定がございます。したがって、仮に基準がない農薬が食品から検出された場合には、この食品衛生法4条に当たるかどうかというのを判断し、必要な体制をとるということにするわけがございます。しかしながら、食品衛生法4条というのは、有害・有毒という規制でございますので、いわば急性毒性、それを食べたときに、すぐに症状が出るかどうかという規制になっておりまして、それほど厳しい、厳しいと言っているのかどうかわかりません

が、慢性的な影響をもとに規制をするような仕組みにはなっていないわけがございます。

そうということがございまして、本年5月に成立いたしました食品衛生法改正におきましては、基準が定められていない農薬の残留を原則禁止する制度へ変更いたしました。これによりまして、基準がない農薬が検出された場合には原則流通禁止がかかる。その制度を3年以内に実施をするということにさせていただいているわけがございます。したがって、直接的に現段階で基準がない農薬が検出された場合には、食品衛生法4条の規制がかかるけれども、適切な流通規制はできないという状況にあるわけがございます。

以上でございます。

○寺田委員長 よろしいですか。

○坂本委員 このエチクロゼートというのは、ミカンに使われる農薬でございますね、今御説明いただいたのは。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） ミカンを中心に、ミカン、カキに使われると、あとメロンにも使われるというふうに承知しております。

○坂本委員 そうしますと、これを人が摂取したという数量の推測を、国民栄養調査でおやりになるわけですね。国民栄養調査というのは年に1回しかやっておりませんで、しかも一日のデータなんです。その摂取量が、例えば、メロンのシーズンとミカンのシーズン、カキのシーズン、それぞれ違うわけですが、そういうところは、何か摂取量についてほかの根拠あるデータが使われるものでございますか。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 先生御指摘のとおり、国民栄養調査というのは、11月の特定の日を対象にやっております。したがって、季節的な商品につきましては、これをなかなか把握することが難しいという御指摘だろうと思います。本年度予算でこの弊害と申しますか、欠点を克服するために、4シーズンにわたって調査をするということにさせていただきまして、その調査の具体的な計画を作っておるところでございます。したがって、来年でございますと、より正確にお答えできるんだらうと思いますが、11月のデータとはいえ、そのデータから計算するとこの場合には、設定いただいたA D Iの基準値いっぱいまで残留したと考えると9%程度でございますから、そういう意味でA D Iの十分下にあるんだらうというふうに解釈しております。

○坂本委員 わかりました。

○寺田委員長 本間委員よろしいですか。ほかにございませんか。

それでは次の動物用医薬品（カルバドックス）、お願いします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 2番目が動物用医薬品（カルバドックス）の食品中の残留基準の改正というものでございます。この動物用医薬品の規制につきましては、6ページをご覧くださいと思います。

6ページに動物用医薬品等に関する規制として、動物用医薬品と飼料添加物に関する規制をまとめておりますが、基本的には農薬と同じでございます。食品衛生法の規制というのは農薬と同じと考えていただければ差し支えないと思います。すなわち、食品に残留する動物用医薬品、あるいは飼料添加物、この量を規制するために基準をつくる。その基準を超えた動物用医薬品などが残留した食品というのは、流通が規制されるという仕組みでございます。現在、26の動物用医薬品について基準を設定いたしております。また、抗生物質あるいは抗菌剤につきましては、食品への残留を原則禁止しておるところでございます。

参考といたしまして、動物用医薬品そのものの国内での製造輸入、あるいは流通使用というのは、先ほどの農薬の場合には農薬取締法でございましたけれども、動物用薬品については薬事法、飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、いずれも農林水産省において所管していただいているところでございます。

1 ページ目に戻って恐縮でございますけれども、今回、評価を依頼しております2 番目のカルバドックスという動物用医薬品というのは、既に基準がございます。この基準を改正しようとするものでございます。と申しますのも、このカルバドックスそのものには発がん性がある。ただし、体内で検出されない。すなわち、体内に残らないだろうということで、この基準を策定してきたところでございますけれども、新しい分析法で分析をした結果によりますと、若干なりとも体内に残っておる。すなわち、食品として流通する筋肉などに残っておるということでございますので、基準を変えて、「不検出」としてはどうかというふうに考えておるところでございます。食品安全委員会にお願いするのは、その発がん性があるのかどうか、それもいわゆるジェノトキシックと申しますか、遺伝子に障害を与えるような閾値を設定できないような発がん性があるかどうかというところの御判断をお願いするものでございます。もちろん、薬事・食品衛生審議会においては、本年の3月24日に部会において審議していただいて、その報告書はお届けさせていただいていると思いますけれども、今、申し上げましたような閾値を設定できない種類の発がん物質であるということを報告いただいているところでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。御質問あるいはコメントはございますか。
では、次、お願いいたします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 次はかび毒のパツリンというものでございます。このパツリンというのは、リンゴに特異的に発生をすることが知られておるものでございます。一昨年でございますか、国内で出回っておるリンゴジュースを検査したところ、このパツリンというかび毒が検出されたというのが、東京都の衛生研究所、あるいは農林水産省から報告をされ、薬事・食品衛生審議会において御議論を賜ってきたものでございます。

審議会におきましては、昨年の12月25日、部会において御審議を願い、そのA D I の設定をした上で、基準値案についても御審議願ったところでございますし、この6月27日には分科会において御答申をいただいているものでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。御質問ございますか。よろしいですか。

これは、こういう経過でこうなると、それで厚生労働省からこちらの委員会でどういふところを評価してほしいかということをはっきりと説明してもらっているわけです。個々のデータにつきましては、また後で検討していただくということになると思います。よろしいですか。それでは、次をお願いします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 4番目が清涼飲料水（ミネラルウォーター類他）の規格基準の改正について検討をお願いしたいというものでございます。このものというのは、今まで御説明したもの、あるいは今回最初に申し上げましたようなものと異なりまして、薬事・食品衛生審議会において報告書の取りまとめまで至っておりません。部会においては、昨年の10月、11月と2回御議論を願ったところでございます。

どういうものを議論しておるか申し上げますと、ミネラルウォーターについて、食品衛生法上、例えば無機物質でございますとか、有機物質でございますとか、消毒等に伴って生産してくる副生成物と呼んでおりますけれども、そういった物質でございますとか、あるいは農薬でございますとか、そういうものの基準を作っておるわけでございます。しかしながら、最近、コーデックスと言われる国際基準が新しく整備された。また、コーデックス基準で準用されておりますWHOの飲料水のガイドラインが整備された。また、国内的にはそのWHOの飲料水ガイドラインをもとに、水道法の水質基準が改正されたところでございまして、我々といしましては、ミネラルウォーターの、先ほど申し上げましたような無機物質、有機物質、あるいは消毒副生物、あるいは農薬について、水道法の水質基準を参考に基準の整備をしたいというふうに考えておるわけでございまして、そういう点から申し上げますと、無機物質、有機物質、消毒副生物、農薬、それぞれ10から20程度の物質についてADI、あるいはADIを設定できるかどうかを含めまして御検討いただく必要があるということで、食品安全委員会にその評価をお願いしたいというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。御質問ございますか。

よろしいですか。それでは、次、お願いいたします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 5番目が添加物の指定、さらには使用基準の設定についてでございますけれども、まず最初に4ページをご覧ください、添加物の規制について御説明をしたいと思います。

4 ページ、参考 1 「食品添加物に関する規制」というのがございますけれども、食品添加物等につきましては、まず食品衛生法第 6 条で、厚生労働大臣が使っていていい、使用していい食品添加物を指定をするという制度になっております。すなわち、厚生労働大臣が指定していない添加物というのは、原則国内で使用禁止、もちろん輸入食品に至っても使用禁止という形になるわけでございます。この指定添加物というのが 342 品目ございます。参考として、既存添加物、天然香料、一般飲食物添加物というのがございますけれども、これは今の食品衛生法第 6 条の例外と考えていただければありがたいと思います。すなわち、原則厚生労働大臣が指定したもの以外は使ってはいけないというのが、まず食品添加物の一番の規制でございます。

2 番目の規制が次の「・」でございしますが、「食品添加物の規格及び使用基準（食品衛生法第 7 条）」と書いておるものでございます。先生方御承知のとおり、規格というのは、その食品添加物の純度、あるいはその成分について最低限の遵守すべき項目を定めたものでございますし、基準は一般に使用基準と呼んでおりますけれども、使用できる量の上限を定めたもの、あるいは使用できる食品の範囲を定めたものでございます。したがって、使っていていい種類を指定制度でまず定め、その使っていていい食品の範囲及びその量の上限を基準で定めるという二段構えの制度になっておりますし、最後の「・」でございしますが、表示、すなわち食品には使った食品添加物の名前を表示するという制度をしておるものでございます。農薬あるいは動物用医薬品と異なりますのは、農薬、動物用医薬品につきましては、先ほどご覧いただきましたように、国内での製造あるいは使用というのは、農薬取締法でございすとか、薬事法でございすとか、農林水産省所管の法律でやられておるわけでございますが、食品添加物については、食品衛生法の中で規制を完結しておるというのが大きな違いの一つでございます。

1 ページに戻らせていただけてきて、1 ページの末尾に今回お願いをしたいものが書いておるわけでございますが、具体的には、2 ページ目に、①、②として 2 つのものを書いております。

まず、①でございしますが、L-アスコルビン酸の 2-グルコシドというものでございます。これは新しく添加物として認めてくださいというような要請が上がってきているものでございまして、アスコルビン酸、すなわちビタミン C の誘導体でございます。これの ADI を食品安全委員会に御審議をお願いしたいというふうに考えているわけでございますが、これも本年の 5 月 23 日に薬事・食品衛生審議会としては、部会の報告書を公表済み

でございます。

②でございますが、ステアリン酸マグネシウム、これは滑沢剤といって、錠剤を打つときに、餅つきの杵で打つと考えていただければいいんですが、お餅と同じように、杵に成分がくっついてしまいます。のびていくわけでございます。それがくっつかないようにお餅をつくときには、たしかで餅粉をやるんだろーと思いますが、それと同じようなもので杵にくっつかないようにするものでございまして、またリン酸三マグネシウムというのは非常に簡単な化合物でございますが、マグネシウムの食品への強化をするために使えるように指定をしてくれという要請があるものでございます。これらにつきましては、本年の2月21日に薬事・食品衛生審議会としては部会の報告書を公表済みでございますが、これにつきましても、そういう意味で申し上げますと、食品安全委員会にADIの設定、御検討をお願いしたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 御質問ございますか。どうぞ。

○寺尾委員 ちょっとわからないんですけれども、ADIを設定するということなんですか、この規格を決めるとき、試験法が出てきますよね。試験法が妥当かどうかというのは、ここの委員会の仕事ではないと理解してよろしいんですね。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 私がお答えするのが適切かどうかという問題があるわけでございますが。

○寺尾委員 どのようにお考えでしょうか。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 私の考えで申し上げますと、試験法の対象物は純品という、100 %というのはあり得ないことでございますので、若干の不純物が出てくる。この不純物について、どこまで議論をしていくかというのが当然あるわけでございます。もちろん、想定される不純物の量とか、種類とかというのは、資料の中に出てまいりますから、その中でその特段の注意が必要なものがある。この不純物だけは非常に厳しく抑えろというような御意見があるのであれば、それは同えばありがたいと思いますし、そうでなくて、通常の点で申し上げますと、溶媒でございますとか、副生成物でございますとか、そのあたりはそれほど特異なものが出てまいるわけでもございませぬので、またさらには、この食品安全委員会という組織が国際的に見ますと、JECFAというFAO/WHOの合同の食品添加物専門家会議といって、世界中の添加物の専門家が集まってリスク評価をしている会議がございますけれども、そこでの委員の議論の中心というのは、やはりAD

I の設定でございますし、その中で規格の議論もいたしてはおりますけれども、規格そのものというのは、リスク評価の対象にならないのではないかと思います。そこで、非常に目につくような不純物があれば併せて意見をいただくというような形になるのかなというふうに考えているところでございます。

○寺尾委員 こちらの責任ではないということであればそれでいいんですけれども、もし、その試験法そのものをちゃんとバリデーションを受けた試験法で云々という話になりますと、こちらの専門調査会のメンバーの構成に非常にかかわってくる話だろうと思うんですよ。ですから、分析の専門家に入ってもらわなければいけないんですけれども、今のお話ですと、何やらその必要はないという認識なんでしょうけれども。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） もうちょっと正確に申し上げますと、バリデーションとか、試験法そのものというのは、やはりリスク管理の手法だろうと考えます。もちろん、試験法を作っていくときに、先ほどの繰り返しになりますが、溶媒の問題、不純物の問題、副生成物の問題、そういうもので、特段毒性学上、安全性上、留意するものが予想される場合に、それについて、メインとなります、そのものの成分のA D Iとともに意見を付記されるということを、我々としては、もちろん歓迎するところではございますが、バリデーションでありますとか、試験法そのものというのは管理の問題ではなかろうかと思えます。

○寺尾委員 それを伺っておけば十分だろうと思います。ありがとうございました。

○寺田委員長 どうもありがとうございます。実際にものというときには、必ずうまいコンタミが何となるか、それをもちろんリスクバリデーションのときに考えるという意味での専門家は必要だと思いますけれども。ほかにございませんでしょうか。

それでは、次、お願いいたします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 6 番目の添加物でございまして、今度は先ほど御説明をした使用基準、使用できる量の上限、あるいは使用できる食品の範囲を定めるものでございますが、この使用基準を改正しようとするものでございます。

3つございまして、まず最初がアセスルファムカリウムと言われる人工甘味料でございます。これにつきまして、具体的には、栄養機能食品という健康食品の一つでございますが、栄養機能食品の使用量を変えようとしているわけでございますけれども、先ほど来申し上げていますように、このアセスルファムカリウムのA D Iについて御審議を賜りたいと思っております。薬事・食品衛生審議会としては、この3月に報告書を出していただい

ています。

2 番目が亜硫酸塩でございますが、この亜硫酸塩について、干しブドウ、あるいは乾燥ジャガイモにかかわる使用基準を変えようというものでございます。薬事・食品衛生審議会としては、本年の5月に部会の報告書を公表しております。

3 番目が酸化マグネシウムというマグネシウム、あるいは炭酸マグネシウムという、いずれもマグネシウムの強化剤でございますが、食品の製造加工に限定していたものを解除しようとするものでございますが、薬事・食品衛生審議会においては、本年の2月に報告書を公表していただいております。

以上でございます。

○寺田委員長 何か質問事項等ございますか。

酸化マグネシウムの加工に限定していた使用基準を廃止というのは、実はどういうことなんですか。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） この表現がまずいと思いながら説明したので、委員長に突っ込まれておるわけでございますが、具体的にもっとはっきり申し上げますと、食品の製造・加工が不可欠な場合、やむを得ない場合に限るというふうな基準が今あるわけでございます。しかしながら、マグネシウムを強化するために用いようということですから、製造・加工にどうしても必要な場合ではないということから、そういう改正をしようとしているわけでございます。

○寺田委員長 ほかに何かございますか。

それでは、次、お願いいたします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 次が添加物のメチルヘスペリジン、いわゆるビタミンPの誘導体でございますが、これの規格、すなわち不純物とか、純度とか、そういうものの基準を改正しようというものでございまして、具体的には、成分規格の含量規格を97.5から103%に変えようとするもので、製造方法の変更に伴って、純度が上がったということから、従来の規格では合わなくなったというものでございます。これにつきましても、昨年12月、さらには本年の6月にそれぞれ部会報告、あるいは答申をいただいております。

以上でございます。

○寺田委員長 よろしゅうございますか。

じゃ、次、お願いいたします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 次の８番がコウジ酸の食品の基準の設定についてでございます。コウジ酸はいわゆる天然添加物でございまして、ミソとかしょうゆをつくるコウジ菌から生成される物質でございまして、従来、カニとか、エビとか置いておくと黒くなるような黒変を防止するという目的で使われてきたものでございます。この天然添加物につきましては、平成７年の食品衛生法改正において、従来、自由であったものから指定制に変更したところでございます。その変更に伴いまして、平成７年当時に使われておる天然添加物については、リスト化した上で、その指定制度の例外として流通使用を認めておるものでございます。したがって、平成７年にリスト化された天然添加物につきましては、安全性を試験をして見直せというような国会の決議をいただいているところでございまして、厚生労働省では、逐次一つずつ毒性試験を実施しているところでございます。

その毒性試験の過程で、コウジ酸につきましては、発がん性、肝臓ないし甲状腺に対する発がん性がわかってきた。しかしながら、これがいわゆる閾値のない発がん物質なのか、それとも、閾値が考えられるのかというのは、遺伝毒性試験の結果が錯綜しておるということもございまして、すぐに判断できるような結果でない。一方、コウジ酸というのは、平成７年当時は使われておりましたけれども、昨年、一昨年調べたところによりますと、もう既に使われていないというような状況にあるわけでございます。そのような状況ないしは試験結果の評価をいただきまして、昨年の１２月の薬事・食品衛生審議会の合同部会におきましては、発がん性は遺伝毒性があるかどうかというのは結果が錯綜しておる。一方、實際上使われていないというのであれば、今後とも使わないようにすることが適当であるというような報告をいただいておりますし、本年の６月には、その旨の答申をいただいたところでございます。

したがって、食品安全委員会におきましては、最初に申し上げましたコウジ酸のADIが設定できるのか、設定できないのか、その御結論というのが薬事・食品衛生審議会の報告とどうなのかというのを御審議いただければありがたいと考えているところでございます。よろしくお願いします。

○寺田委員長 いかがですか。

よろしゅうございますか。次、お願いします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） ９番目が動物用医薬品でございまして、動物用医薬品のサラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン／ストレプトマイシン、ダノフロキサシンという、いずれも抗菌剤、あるいは抗生物質と言われるものでございまして、その

基準を改正しようとするものでございます。これらにつきましても、先ほど農薬のときに御説明いたしましたように、毒性の評価、A D I の評価、さらには基準値に基づく曝露評価というのを薬事・食品衛生審議会でやっていただきまして、本年の3月には合同部会の報告、さらに6月には答申をいただいておりますのでございます。農薬とこういったいわゆる抗生物質、抗菌剤の違いという観点から申し上げますと、農薬は発がん性でありますとか、慢性毒性でありますとか、そういう御評価をいただくわけでございますが、こういう動物用医薬品の抗菌物質、あるいは抗生物質につきましては、毒性学的な評価に加えて、耐性菌ができるのかできないのかというような御評価も併せていただいておりますのでございまして、この食品安全委員会におかれましても、それも含めて毒性であるというのだらうと思いますが、耐性菌の問題も含めたA D I の設定について御審議を願えればというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 ありがとうございます。どなたか御質問、あるいはコメントございますか。
それでは、次、お願いします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 10番がタール色素の規格の改正でございまして、タール色素の試験方法を変えようというものでございます。これにつきましても同様に、本年の5月に毒性・添加物合同部会の報告書を既に公表いたしておるところでございます。

○寺田委員長 何かございますか。よろしいですか。はい、どうぞ。

○本間委員 遡って一つだけお尋ねしたいことがございます。先ほどのリンゴのところがございますね、1枚目でしょうか。リンゴジュース及び原料用リンゴ果汁に含まれるという、サンプルが果汁に限定されておりますけれども、リンゴを材料にしたほかの食品ではそういうことは検出されないのをございましょうか。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） このパツリンというのは……。

○本間委員 果汁でないといけないんですか。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 果汁でないといけないと申しますが、リンゴが傷ついたときに、そこに例えば土の中にある菌が入って、そこで増えていくということが知られておりまして、かなり国内でも国際的にも広く調べられておりますが、リンゴジュースにかなり特異的に出てくる。例えば、生のリンゴですと、傷ついたものは実際上売られませんので、そういうものには出てこないというようなことだというふうに調査結果から読み取れるところでございます。

○本間委員 そうしますと、例えばリンゴのジャムというふうなものがありますね。ああ

いうふうなものだと、今までのデータでは出ないんですか。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 少なくとも出たという結果は報告を受けておりません。

○本間委員 果汁製品というのが特徴でございますね。はい、わかりました。

○寺田委員長 よろしいですか。

それでは、24 条第 3 項関係による要請ですが、お願いします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） この 24 条第 3 項関係は、2 つのものをお願いしておるところでございます。

まず 1 番目が伝染性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性の確保についてということで、本年の 4 月から 3 回にわたって薬事・食品衛生審議会の部会で御議論を賜っているところでございます。

この牛のせき柱でございますが、簡単に言えば背骨でございます。その背骨の中に脊髄から末梢に神経が行く際に、背骨の中に神経節と言われる神経のたまりのようなものがあるわけでございますけれども、この神経節の問題でございます。いわゆる牛の伝達性の海綿状脳症につきまして、既に先生方御承知だとは思いますが、一昨年以来、いわゆる全頭検査と申し上げて、すべての牛をと畜した際に、延髄のかんぬき部にプリオン、海綿状脳症の病原体でありますプリオン蛋白があるかどうかを全頭検査し、さらにそこで検査の結果、陰性だと判断されたものにつきまして、特定部位と呼んでおりますけれども、頭蓋、さらには回腸の遠位部、脊髄を除去しておるところでございます。

そのような状況下において、今回新たにまた神経節にもプリオン蛋白がたまるのではないかというような勧告が O I E といいます国際獣疫事務局からございましたので、この安全性評価についてお願いをしたいというふうに考えておるところでございます。

お願いしたい中身というのは 2 つございまして、神経節を含むせき柱のリスクがどれくらいであるのか、また現在そのせき柱を使って生産されている食品というのが肉のエキスでございますとか、ゼラチンでございますとか、脂でございますとかあるわけでございますが、これらの製品のリスクをどの程度考えるのかという 2 点でございます。先ほど御説明申し上げました薬事・食品衛生審議会において 3 回の御議論を賜りまして、前者のせき柱のリスクにつきましては、中間取りまとめという形で報告書をまとめていただいております。今、最後の確認をいただいておりますので、近日中にこれは公表したいと思っております。したがって、食品安全委員会にも、当然のことながら御参考にしていただ

ればありがたいと思いますけれども、厚生労働省としてお願いしたいと考えておりますのは、先ほど申し上げましたように、せき柱のリスク評価と現在国内で一部製造されておりますエキスでございますとか、そういうもののリスクがどの程度あるのかという2点でございます。

なお、どのような製品がどのような過程でつくられておるのか、どのような製造法でつくられておるのかにつきましては、厚生労働省としても、一度調査をしたんですけれども、まだまだ不十分な点がありますから、その点を追加調査を考えているところでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 ありがとうございます。御質問でございますでしょうか。

要望といたしまして、せき柱を含むと言われましたが、せき柱はもう既にリスク評価も決まっているわけじゃないんですか。脊髄は特定部位として除かれているわけですね。背根神経節を含むせき柱ですね、そのリスク評価ということですね。わかりました。

そのほかございますか。

それでは、最後のところをお願いいたします。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 最後が食品からのカドミウム摂取の現状に係るものでございます。薬事・食品衛生審議会におきましては、昨年の7月から本年の6月まで5回の審議を行っていただいているところでございます。この食品のカドミウムというのは、昭和40年代にイタイイタイ病として問題化したわけでございますけれども、現在、食品衛生法に基づく基準がございますのは、米に対する基準がございます。これが1.0ppmというような基準でございます。さらに0.4ppmから1.0ppmの米につきましては、農林水産省が買い上げをしている。すなわち国内で流通している米というのは、現実問題として申し上げますと、0.4ppmという形で運用されておるわけでございますが、この0.4ppmという米、さらにはそれ以外の食品からカドミウムが摂取されているんですけれども、この総体として食品から摂取されているカドミウムによる健康影響が国内であると考えていいのか、ないと考えるのか、そのリスクはどれくらいあるんだろうという点につきまして、食品安全委員会において御議論を賜ればありがたいと考えているところでございます。もちろんその際に、我々としていたしましては疫学調査をはじめ、あるいは動物試験をはじめいろんな試験をやってまいりましたので、その成績をまた御報告をし、食品安全委員会においてカドミウムの、この場合はTDIになるんだろうと思いますけれども、あるいはTWIになるんだろうと思いますが、耐容摂取量、この御審議を賜ると同時に、現状摂取しているカドミ

ウムから国内に健康影響があるのかないのかという点について、そのリスクについて御審議を賜ればありがたいと考えている次第でございます。よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。何か質問ございますか。

よろしいですか。それでは全体について、質問するのを忘れたとか、こちらでこれから討議をしていく上に、今のうちに聞いておかなくちゃいけないというようなこと、お願いいたします。

○本間委員 初めてですので、お尋ねいたしますけれども、この評価ということを求められたときに、どのぐらいの時間というんですか、我々に、そういう時間的な設定みたいなものがあるんですか。

○中垣基準審査課長（厚生労働省） 今回お願いいたしております 12 項目と申しますのは、最初に外口参事官の方から申し上げましたように、薬事・食品衛生審議会で結論を得たものを食品安全基本法の施行に伴いまして、食品安全委員会にお願いしているというのが 12 項目中 9 項目でございます。さらに 3 項目というのは、審議会で議論をしていたという経過的なものでございますが、という事情が 1 つあります。

また、2 番目に申し上げますと、全く新しいものを審議する際に、例えば国内的な事情、国際的な事情などから時間的に食品安全委員会に我々としては急いでくださいというような御要望をすることもあるんだろうと思います。

3 番目には、お答えになっていないんだろうと思いますが、従来、薬事・食品衛生審議会でどれぐらい時間をかけてきたかということで答えに代えさせていただきたいんですが、一番最初、農薬で御説明いたしましたように、薬事・食品衛生審議会におきましては、分科会、部会、調査会という三段構えになっております。その調査会で大体半年程度でございましょうか、御議論願って、レポートの案を作ってくださいまして、部会で 1 回ないし 2 回ですから、そこが一、二か月程度ぐらいの時間をかけて審議をいただいたところでございます。大体それが通例だろうと考えております。

○寺田委員長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

それでは、外口参事官と中垣課長とどうも御丁寧な説明をありがとうございました。

それでは、説明をいただいたことにつきまして、次回、今の内容は諮問を受けたという形になっていますから、どのようにこれを取り扱っていくか、一つ一つの項目について検討いたしたいと思います。あるものは、今の説明にもありましたように、既に答申が出ているものもある、あるものは委員会レベルで判断できるものもあるでしょうし、当然、専

門委員会を作って、そこで討議をしてもらうものもあるというふうに考えておりますが、それでよろしいですね。

それでは、事務局の方から何かございますか。

○岩渕総務課長 1点御報告を申し上げます。委員の方々には、既にお伝えしてございますけれども、食の安全監視市民委員会というところから、ただいま説明のありました事項のうち、農薬残留基準、動物用医薬品の食品中の残留基準、食品添加物などについて安易な安全性評価を行わないことなどを要請されておりますので、御報告を申し上げます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。それでは、他の議事といたしまして、専門調査会の役割及び構成の考え方、これは早急に立ち上げていかなくちゃいけないものでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○岩渕総務課長 それでは、お手元の資料、議事次第と書いてある資料の3ページをお開き願います。専門調査会の役割及び構成の考え方の案でございます。

専門調査会には、企画、リスクコミュニケーション、緊急時対応、それから科学的な評価を行う13の評価の専門調査会と、合計で16を設置するということを前回の委員会で決めていただいたわけでございます。決めていただいた規程に基づきまして、今回、改めまして、それぞれの専門調査会の役割、それから具体的な当面の課題でございますね。そして、それにふさわしい委員の構成の考え方につきまして、整理をした案を用意してございます。

まず、企画の専門調査会でございますが、役割といたしましては、食品安全委員会が行う食品健康影響評価の対象を含めた活動方針の企画を行うという役割を持っております。当面の具体的な課題といたしましては、食品安全委員会の年間計画の検討、あるいは基本的事項についての検討等を予定しているわけでございます。

この企画の専門調査会の構成の考え方でございますが、評価の対象とすべき危害要因など食品の安全性の確保に関し、学識経験のあるものを幅広い分野から人選するという考え方にしてはどうかと考えております。具体的に構成案といたしましては、②のところに書いてございます。まず第一に、評価の専門調査会の専門委員の中から評価の専門家に参加していただくということでございます。それから2点目に、消費者でございます。消費者のメンバーにつきましては、幅広く国民一般から公募をするという趣旨で公募も含むと考えてございます。それからマスコミ関係の方でございます。それから食品の生産・加工・流通等に関し専門的知識を有する方、そして医学、薬学、獣医学、栄養学などに専門的知

識を有する方、こういった方々で構成するという案でございます。

その右にまいりまして、リスクコミュニケーションの専門調査会でございます。リスクコミュニケーションの専門調査会は、適切なリスクコミュニケーションの推進及び検討を行うという役割になっております。具体的な課題といたしましては、リスクコミュニケーションの手法や関係行政機関との連携などについて検討していただくということを考えております。

リスクコミュニケーション専門調査会の構成の考え方でございますが、食品安全に関するリスクコミュニケーションについて実践的な議論が行われるよう関連分野から多面的に人選するという考え方でございます。構成案といたしましては、評価の専門家、これは企画と同様に、評価の専門調査会の専門委員からということでございます。そして消費者、これも幅広く国民一般から公募するという趣旨で公募も含む。マスコミ関係者、そして食品の生産・加工・流通などに関し、専門的知識を有する方、それから地方行政の関係の方、さらにリスクコミュニケーションに関する専門的知識をお持ちの方、こういった構成案を考えております。

3つ目に、その右にまいりまして、緊急時対応の専門調査会でございます。緊急対応調査会は重大な食品事故などの緊急時における対応のあり方等の検討を行うという役割を担うものでございます。具体的な課題といたしましては、緊急時マニュアルの作成などが具体的な当面の課題でございます。

構成の考え方といたしまして、緊急時の対応について、知見を有する関係分野の専門家から人選をするということでございます。構成案といたしましては、微生物、化学物質など危害情報に知見を有する方、それから危機管理の専門家、それから医学、薬学、獣医学などの分野で緊急時の現場対応に知見を有する方、そして情報交流の専門家、こういった構成案でございます。

その右にまいりまして、評価関係の13の専門調査会についてでございます。ここにつきましては、添加物、農薬などの具体的な危険要因について、食品健康影響評価を行うのが役割でございますが、具体的な課題といたしましては、委員会の判断に基づく具体的な評価事項の科学的な検討を行うということでございます。

構成の考え方ですが、それぞれの危害要因に応じまして、各調査会が必要とする分野の専門家から人選をするということです。②のところでございますが、各調査会において、評価事項の科学的検討を適切に行うため、必要な専門家の確保に十分留意をするというこ

とでございまして、一人の専門委員が複数の専門調査会の委員となることができるということ、また専門委員が各府省が設置するリスク管理に係る審議会など、ここでいう審議会などには審議会の下に設置した分科会、部会、調査会などを含むわけですが、これらの審議会等の委員であってもよいこととするが、できる限り、その重複を避けることについて配慮するものとするということでございます。

以上がこの専門調査会の役割を及び構成についての考え方でございます。

○寺田委員長 どなたか質問あるいはコメントございますでしょうか。

よろしゅうございますか。これはたしか前に聞いた話なんですけれども、大体この専門委員会はどのぐらいの人数になりますかね。

○梅津事務局長 1点補足をしたいと思います。

先般の衆議院の内閣委におきまして、専門委員につきましては、公募を一部すべきである、こういう趣旨の質疑がありました。谷垣大臣から、委員会の意見を聞いた上で適切な方法でそれぞれの専門調査会にふさわしい方々の人選を進めてまいりたいと、こういった旨の答弁がありましたので、御報告したいと思います。

それから人数でございますけれども、従来、13の評価専門調査会、他の3つを含めて20人ぐらいの非常勤の専門委員という説明をしてきております。評価の分野につきましては、それぞれの評価の課題ごとに、様々な分野から人選をする必要がありますので、10ないし15名程度と想定されます。企画、コミュニケーションにつきましても、15から17、8名ぐらいかなと思っておりますけれども、今、説明のあった分野の内容等、よく吟味した上で検討したいと思っております。緊急時対応につきましては、ある意味で専門的な分野でございますので、そういった方面に知見を有する分野からということで、若干人数はそれより少ない規模になろうかと想定されます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかに御質問とか、コメントとかございますか。

○本間委員 これは多くのものが常設になるわけでございますね。一定の周期で絶えず検討していると。そこには、問題によっては、このメンバーじゃないけれども、その専門家の意見を求めるというふうな、そういうふうな機能はいかなるものでしょうか。

○梅津事務局長 評価の専門調査会につきましては、先ほども説明がございましたが、それぞれ評価の要請がございますので、そういった要請に応じまして、当然、必要な専門調

査会を立ち上げてまいるわけでございますけれども、併せて特定の分野の、特に知見が求められる場合がありますので、前回、委員会の運営規程におきまして、専門調査会につきましては、座長が必要と認めるときは他の専門調査会の専門委員、あるいはその他の者の参加を求めることができると、こういう整理をされておりますので、その調査審議の必要上、特にこういう分野の専門家に参加していただくということになれば、任命を受けた専門委員以外の方に審議に加わっていただくということは想定されると思います。

○本間委員 委員の任期はおよそ2年ぐらいというふうに、これは大体期待してよろしいことですか。

○梅津事務局長 今、国の審議会等の任期の扱いにつきましては、原則2年ということで閣議決定されているというふうに承知しております。

○寺田委員長 ほかに何か御意見ございますか。

専門委員も総理大臣が任命するという形でございますね。

○梅津事務局長 法令によりまして、食品の安全性の確保に関して、36条第2項により専門委員は、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命すると、こういう規定になっております。

○寺田委員長 ほかにございますでしょうか。

今、説明がありましたような考え方に従いまして、専門委員の人選を進めることにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、その他の議事といたしまして、食品安全委員会のホームページの立ち上げと、事務局の方から説明をお願いいたします。

○藤本勧告広報課長 それでは、4ページを開きいただければと思います。「食品安全委員会ホームページの運用について」というもので、その後ろ側に実際のホームページの模様を5ページに付けさせていただいてございます。

ホームページにつきましては、委員会の活動の透明性の確保を図り、広く国民に情報提供していくということで、7月8日に立ち上げたところでございます。5ページの方の実際のホームページの様子を見ていただければと思いますけれども、内容としましては、重要なお知らせとか、新着情報。また委員会からのお知らせということで委員会の開催状況や配布資料等。さらに食品健康影響評価、皆様との情報・意見の交換、その他事務局の案内等々を順次掲載させていく予定で考えております。広く情報を発信していくという形で内容を充実させていきたいと思っております。

以上でございます。

○寺田委員長 何かコメントとかございますか、委員の先生方は。

このホームページは委員会の開催以外の情報についてもいろんな広報をやっているわけですので、これからもっと出てくると思います。できるだけ委員会活動の透明性を保つために、ホームページなどを使って出すようにしましょう。ほかにございますか。

○坂本委員 ホームページの「皆様との情報・意見の交換」という欄が、ただいま準備中のようですけれども、これは相互のQ&Aとして、いろんな御意見を受けた際には、それに答える必要がある場合には、ちゃんとお答えいただけるというような画面になっているんですか。

○藤本勧告広報課長 現在想定しておりますのは、リスクコミュニケーションに関しまして、意見交換会等を行った場合の開催予定とかを載せていきたいと思っておりますし、ただ今御指摘いただいた点につきましては、外部からの Frequently Asked Question、いわゆるFAQとかという形で順次掲載していくようなことを予定しております。

○坂本委員 サイトの中によくチャタリングのボードがあるんですが、質問があった場合に、それに即刻お答えするというようなことはないんですか。

○藤本勧告広報課長 実際に運用しながら、その辺は考えさせていただければと思います。ホームページで現在考えておりますのは、恐らく、これからいろんな消費者の方から御意見などを伺う機会が多いと思いますので、そういう中で頻繁にあるようなものについて、順次お答えしていくようなことを想定しております。

○寺田委員長 よろしゅうございますか。それでは、これで決められた議事はすべて終了したんですが、全般的なことで、委員の先生方、何か御意見あるいはコメントなどございますか。

今日は厚生労働省から意見聴取のあった事柄についての途中経過的な説明がありました。順序が逆になっているところもいろいろなことがございましたけれども、丁寧な説明を受けて、これをもとにして、検討を次までにやっていくということになると思います。これは農林水産省とも、ほかの省庁とも同じ形だというふうに認識しております。将来受け身だけでなく、時期が過ぎていきますと、こっちは積極的に、問題がある点、あるいは消費者の皆さんが言われている妥当な点について、ここで検討していくということになると思います。

よろしゅうございますか。

それでは、第3回の食品安全委員会を閉会といたします。次回は7月24日14時から開催いたします。事務局、それではよろしゅうございますね。

それでは終わります。どうもありがとうございました。